

～法人・事務局ニュース～

●今後のお手続きについて

令和6年12月及び令和7年1月の事務局ニュースでご案内した通り、令和7年1月6日から独立行政法人福祉医療機構の届出は、全てオンラインでの申請に変更となりましたが、大阪民間共済会のお手続きについては、今まで通り郵送でのお手続きが必要です。

変更点

○福祉医療機構の退職金請求

➔ オンラインでお手続き（書類での提出不要）

○令和6年12月末をもって、大阪民間共済会と福祉医療機構の業務委託契約が終了しました。

➔ 業務委託先（共済会）への福祉医療機構届出書類（被共済職員退職届・退職手当金請求書等）の郵送は不要です。

令和7年4月以降に福祉医療機構届出書類が共済会に到着した場合、福祉医療機構へ転送できないため、送付元へお返しすることになります。

➔ 福祉医療機構の請求書類に、共済会制度の源泉徴収票を添付することができなくなります。

【福祉医療機構と共済会両方の退職金制度にご加入の場合】

退職所得の税務処理が発生する都合上、同時に請求をすることはできません。

共済会の給付が最後になると各契約法人が最終支払者となるため、税務処理（源泉徴収含む）の義務が発生します。そのため退職者様には、共済会制度の給付後、その源泉徴収票を添付のうえ福祉医療機構の退職金請求を行っていただくことを推奨しております。

契約法人は、退職者様に福祉医療機構のオンライン手続きで必要な二次元コードをお渡しする際に、共済会制度の源泉徴収票がお手元に到着するまで待つていただくようお願いください。

※詳しくは、12月以降にご案内している事務局ニュースをご確認ください。

（大阪民間共済会のホームページにも掲載しております。）

※本件以外の福祉医療機構のお手続きについて、今後は福祉医療機構へ直接お問い合わせください。

変更しない点

○大阪民間共済会の退職金請求

➔ 今まで通り、脱退届兼給付請求書を作成し、大阪民間共済会へ郵送してください。

○大阪民間共済会の一般給付金請求（各お祝金・お見舞金等）

➔ 今まで通り、一般給付金請求書及び添付書類を大阪民間共済会へ郵送してください。